主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人坂上寿夫の上告趣意第一点について。

所論は、刑訴四〇五条所定の事由に当らないので上告の理由とならない。所論 A の検察官に対する供述調書に任意性のないことについては、控訴趣意第三点におい て原審弁護人から主張された趣旨が認められること並びにこの点につき原判決に判 断の遺脱があることは、所論のとおりである。しかし、原判決は、B、Cおよび被 告人の各検察官に対する供述調書が不任意の供述を記載したものではなく、第一審 判決がこれを証拠に引用したことは違法ではないと判示しており、Aの検察官に対 する所論供述調書を除くもこれらの証拠によれば本件判示事実の認定はこれを肯認 するに難くないから、たとえAの右供述調書が任意性を欠きこれを証拠としたこと が違法であつたとしても、その違法は第一審判決に影響を及ぼさないものである(昭和二六年(れ)九五七号同年一〇月一八日第一小法廷判決、昭和二七年(あ)二 九〇四号同二八年一〇月一九日第二小法廷決定、昭和二七年(あ)二七一九号同二 八年二月一七日第三小法廷決定各参照)から、原審は所論の点の判断如何にかかわ らず控訴趣意第三点を理由がないものとして排斥すべきものである。それ故、原審 の判断違脱は、刑訴四一一条一号の事由とならない(昭和二六年(あ)二八八三号 同二八年三月二〇日第二小法廷判決、昭和二六年(あ)一三九四号同二七年一二月 一六日第三小法廷決定各参照)。

同第二点について。

本件金員が共謀者内部において授受されたものであることは、原判決および第一 審判決の認定しないところである。それ故、所論判例違反の主張は、前提を欠き理 由がない。 また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三一年三月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	垂	7K	克	2.